総合工事業用設備	六	機械及び装置	簡易建物	七	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	金属造のもの（前掲のものを除く。）	一〇	車両及び運搬具	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）
熱供給業用設備	一七		掘立造のもの及び仮設のもの			つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール			自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）
機械及び装置	五	公害防止用減価償却資産	機械及び装置	五		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	一五		小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）
						その他のもの			前掲のもの以外のもの
									フォークリフト
									その他のもの
									その他のもの
								器具及び備品	時計、試験機器及び測定機器
									試験又は測定機器
									看板及び広告器具
									看板、ネオンサイン及び気球
									容器及び金庫
									ドラムかん、コンテナーその他の容器
									その他のもの
									金属製のもの
									前掲のもの以外のもの
									シート及びロープ
									前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの
									主として金属製のもの
									その他のもの
	一五八								

機械及び装置	七	産業廃棄物適正処理推進補助金	建物附属設備	一三	地方創生整備推進交付金	建物附属設備	一五	鳥獣捕獲等事業交付金	構築物	八	福島再生加速化交付金	構築物	四〇
農業用設備			鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）		公害防止用減価償却資産	機械及び装置	五		農林業用のもの			コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの			七五六〇						その他のもの			その他のもの	
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八		トンネル		建物附属設備	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	六		事務機器及び通信機器	
その他の設備			橋						電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器			電子計算機	
主として金属製のもの	一七				車両及び運搬具	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	五					パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	
						乗合自動車						その他のもの	
無形減価償却資産	五	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	一五									四五
ソフトウエア			その他のもの										
その他のもの			冷房、暖房、通風又はボイラー設備										
			冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）										